

国保からのお知らせ

健康保険が変わる方は必ず届出が必要です！

4月は、就職や退職などによる健康保険の資格異動が多い時期です。

職場の健康保険の保険証を返還して、他の健康保険に加入していない方や、国民健康保険から他の健康保険に加入したときは14日以内に異動の手続きを行ってください。

◆国保加入の手続きが遅れると・・・

- ・国保税は被保険者になった日(会社などを退職した日の翌日)まで遡って納めることになります。この場合、一度に納めていただく国保税の金額が高額になる場合があります。

◆国保脱退の手続きが遅れると・・・

- ・他の健康保険に加入しているにもかかわらず国保税が課税されたままとなり、二重に健康保険税(料)を納めている状態になります。(過納があった場合、国保脱退手続きをすると還付されます。)
- ・国保の資格喪失後に国保の資格確認書や、社会保険に切り替わる前のマイナ保険証で医療機関を受診した場合は、国保負担分を返還していただくことがあります。

☎ 住民課 保険年金係 電話 0889-22-7706

奨学金の返還を支援します

佐川町では、奨学金を利用して進学した方が地元に戻ってこられる環境を整えるため、また、UターンやIターンなど若者層の佐川町への定住、就業を促進するため、奨学金返還支援を行っています。助成金を申請できる主な要件等は次のとおりです。

- 対象奨学金
 - ①日本学生支援機構の奨学金(第1種及び第2種)
 - ②佐川町奨学金
- 助成金額 年額24万円(上限)
- 助成期間 96箇月(上限)
- 要件
 - ① 奨学金の貸与を受けて返還を行っており、その返還に滞納がない者、又は、助成金の申請をする年度内に返還を開始する者
 - ② 佐川町内に定住しており、申請年度より10年間以上定住する意思のある者
 - ③ 助成金の交付を申請する初年度の末日時点における年齢が40歳未満である者
 - ④ 就業している者
 - ⑤ 町税等の滞納がない者
 - ⑥ 他の奨学金返還支援制度を利用していない者
 - ⑦ 公務員(会計年度任用職員は除く)でない者

※ 詳細は佐川町ホームページ又は下記の問い合わせ先までご連絡をお願いします。

☎ 佐川町教育委員会 学校教育係 電話 0889-22-1110

薪ストーブ・薪風呂・薪ボイラー設置に対する補助金制度があります！

佐川町では、クリーンエネルギーの活用を積極的に行い、生活環境にやさしい町づくりを推進することを目的に、住宅や事業所等に薪ストーブ・薪風呂又は薪ボイラー(以降「薪ストーブ等」という)を新たに設置される方に対して、予算の範囲内で補助金を交付する制度を設けています。

【補助対象事業】

～薪を主燃料とする未使用の薪ストーブ等を新たに設置する場合～

【補助対象要件】

- ◆町内に住所のある方が、町内の住宅又は事業所に設置する場合
- ◆町外に住所のある方が、町内の住宅又は事業所に設置し、実績報告までに町内へ転入できる場合
- ◆町内に住所のある方が、町内の園芸用ハウスに設置する場合

【補助対象経費】

薪ストーブ等を新たに購入し設置する費用(運送料、設置工事費用及び付属品に係る費用も含む。)(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)に限る。

※薪風呂の設置に伴う、給排水管の改修などは補助対象外

【補助額】

補助対象経費のうち1/2以内の額を補助(最大50万円)

ただし、1戸の建物(園芸用ハウスについては1棟)につき1回を限度とする。

【申請方法】

- ◆申請書類 産業振興課窓口で配布又は佐川町ホームページからダウンロード
 - ◆申請受付期間 4月1日(水)から5月15日(金)まで ※期限厳守
 - ◆窓口受付時間 8時30分から17時15分まで ※土・日・祝日を除く
- ※申請書は、必要事項を記入のうえ産業振興課窓口に提出すること(郵送不可)

※申し込み多数で予算額を超える申請があった場合は、受付期間終了後に抽選を実施します。

抽選となった場合は、申請者に別途、連絡いたします。

☎ 産業振興課 林業振興係 電話 0889-22-7724

学校給食費無償措置に伴う補助金を交付します

佐川町内の小中学校では、町内在住の児童生徒の学校給食費が無償となっています。ただし、下記のいずれかに該当する児童生徒の保護者へ、補助金を交付します。

【対象】

- ①佐川町外の小学校及び中学校に在籍する児童生徒の保護者で、佐川町に住所を有している方
- ②特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童生徒の保護者で、佐川町に住所を有している方
- ③佐川町内の小中学校に在籍している児童生徒の方で、食物アレルギー等で医師から食事療法が指示されたことにより、学校給食を喫食できず、「完全弁当」を持参している児童生徒の保護者の方

交付を受けるには毎年申請が必要です。町外の学校に在籍していることが分かる証明書類(例：学生証、在学証明書等。コピーでも可)を持参のうえ、教育委員会までお越しください。

(※③の対象となる方につきましては、後日学校経由であらためてご案内します。)

詳細については、下記までご連絡ください。

☎ 佐川町教育委員会 学校教育係 電話 0889-22-1110

上水道や農業集落排水（下水道）をご使用の方へ

次のような場合は届出が必要ですので、下記までご連絡ください。

- (1) 水道・農業集落排水（下水道）の使用を開始するとき
- (2) 水道・農業集落排水（下水道）の使用を停止するとき
- (3) 水道・農業集落排水（下水道）の用途を変更するとき（家庭用のみに使用→営業用に使用等）
- (4) 引っ越しするとき（転入・転出・転居等）
- (5) 死亡や転出により使用者名を変更するとき
- (6) 通知書等の送付先を変更するとき
- (7) 農業集落排水（下水道）の使用者・人数に変更があるとき（出生・進学等）

注意事項

- ・土曜日・日曜日・祝日・年末年始の届出受理及び水道の開栓・休栓に係る作業は行っておりません。なお、業務時間は8時30分～12時、13時～17時15分です。
- ・3月、4月は受付及び開閉栓業務が大変込み合いますので、希望日の2～3日前までに届出をお願いします。
- ・使用停止の届出がない場合、ご使用がなくても基本料金等がかかりますのでご注意ください。

☎ 建設課 水道係 電話 0889-22-7713

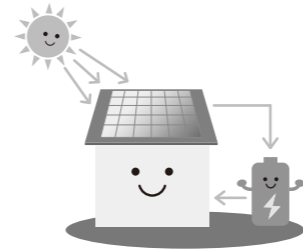
住宅用太陽光発電設備等の導入補助について

佐川町では、再生可能エネルギーの導入を促進するため、住宅への太陽光発電設備・蓄電池設備を設置される方に対して、予算の範囲内で補助金を交付する制度を設けています。

【補助対象者】 佐川町に対象設備を設置する個人

【対象設備】 太陽光発電設備・蓄電池設備等（V2H設備を含む）
※太陽光発電設備の購入のみは対象外

【補助額】 太陽光発電設備 上限20万円（予定）
蓄電池設備等 上限40万円（予定）



令和8年度の補助対象や補助要件については、詳細が決定次第、佐川町ホームページ及び佐川町公式LINEでお知らせいたします。（※ 受付開始は5月中旬頃を予定しています。）

☎ まちづくり推進課 企画政策係 電話 0889-22-7740

広告

住まいのこと、暮らしのこと

こんなお悩みありませんか？

- ◎ トイレをもっと快適に直したい。
- ◎ 重い引戸を楽に開け閉めできるようにしたい。
- ◎ 障子、襖の張替え
- ◎ さし掛け屋根ポリカ波板貼替え
- ◎ 階段、廊下への手すりの取付



代表者 西森太一

網戸1枚からトイレ、お風呂まで
尾川工務店は住まいの110番
困ったときは、私に何でも相談
してください！

見積り・相談無料 今すぐお電話を！

☎ 0889-20-9322

尾川工務店(株) 佐川町甲1104-9

木造住宅の耐震化について ☎ 建設課 技術監理係 電話 0889-22-7712

近い将来発生が想定されている南海トラフ地震では、建物の倒壊による大規模な被害が発生すると予想されております。特に昭和56年5月31日以前の「旧耐震基準」で建築された建物は、倒壊の危険性が高いと言われており、地震による既存住宅の倒壊被害を軽減するため、「旧耐震基準」で建築された木造住宅に対して、耐震化に係る「診断」・「設計」・「改修」の補助を行っております。また、木造住宅の耐震化事業の他にもブロック塀や瓦屋根に関する地震対策の補助制度があります。自分や大切な家族の命を守るため、今後起こりうる地震に備え、お住まいの耐震化をご検討ください。

なお、各種制度には一定の要件がありますので、ご不明なことがありましたら事前にお問い合わせください。

木造住宅の耐震化への補助

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震化を行う方に対し、費用の一部を補助します。

- 1 耐震診断 無料
- 2 耐震設計 255,000円（上限）
- 3 耐震改修 1,450,000円（上限）※¹

※¹ 昨今の物価高に対応するため、補助限度額を見直しました。（130万円→145万円）

瓦屋根の耐震・耐風対策への補助

強風や地震による住宅の瓦屋根の被害軽減を図るため、既存住宅の瓦屋根診断及び建築基準に適合する瓦屋根改修に対する費用の一部を補助します。

- 1 瓦屋根診断 21,000円（上限）※診断費の3分の2を補助
- 2 瓦屋根改修 552,000円（上限）※改修費の23%を補助

ブロック塀等の地震対策への補助

避難路に面しているブロック塀などの地震対策（撤去や安全な塀への改修）を行う方に対して、工事費の一部を補助します。

補助額 205,000円（上限）

まずは耐震診断を!!

地震への備えの第1歩は「耐震診断」です。「無料」でできる耐震診断をお申し込みください。



佐川町耐震ポータルサイト



佐川町瓦屋根耐震・耐風対策支援事業



◆被保険者均等割額軽減対象者の基準が広がります

被保険者均等割額は、同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計が、下記を満たす場合に軽減される仕組みとなっています。5割・2割軽減対象者の基準が広がりました。

また、基礎賦課分及び子ども・子育て支援納付金分それぞれの被保険者均等割額で軽減が適用されます。

(基礎賦課分=Ⓚ)、子ども・子育て支援納付金分=Ⓩ)

軽減の割合	軽減後の被保険者均等割額	同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額(※1)	
		改正前(令和7年度)	改正後(令和8年度以降)
7割	Ⓚ16,912円 ※2	43万円+10万円×(給与・年金所得者数(※1)-1)以下	変更無し
	Ⓩ417円		
5割	Ⓚ30,200円	43万円+10万円×(給与・年金所得者数(※1)-1)+(30.5万円×被保険者数)以下	43万円+10万円×(給与・年金所得者数(※1)-1)+(31万円×被保険者数)以下
	Ⓩ696円		
2割	Ⓚ48,320円	43万円+10万円×(給与・年金所得者数(※1)-1)+(56万円×被保険者数)以下	43万円+10万円×(給与・年金所得者数(※1)-1)+(57万円×被保険者数)以下
	Ⓩ1,114円		
軽減無し	Ⓚ60,400円	上記以外の方	変更無し
	Ⓩ1,393円		

※1 総所得金額等の合計額とは、前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額です。

給与・年金所得者数とは、給与収入が55万円を超える又は公的年金等収入が125万円(65歳未満の方は60万円)を超える世帯主及び被保険者の合計人数です。合計人数が2人以上いる場合に適用します。

※2 令和8・9年度の基礎賦課分に係る7割軽減対象者に対しては、更に0.2割の軽減を行います。

●軽減判定の注意点

- ・65歳以上で公的年金等所得がある場合、公的年金等所得から15万円を差し引いた額で軽減を判定します。
- ・事業所得の必要経費に専従者給与は入らず、事業主の所得は専従者控除前の所得で計算します。(専従者給与所得は専従者本人の給与所得から除外します)
- ・譲渡所得の特別控除は適用されませんが、雑損失の繰越控除は適用されます。

問 住民課 保険年金係 電話 0889-22-7706

後期高齢者医療制度の令和8・9年度の保険料率が決まりました
令和8年度から子ども・子育て支援金が始まります

後期高齢者医療制度の保険料率については、法律に基づき、2年に一度見直しを行うこととなっています。

令和8・9年度の保険料率については、基金を活用したうえで、以下のとおり見直しました。高知県の後期高齢者の医療費は毎年増加しているため、医療保険が負担する費用も増加しています。将来に渡って、安定した制度運営を行い、被保険者の皆さまに安心して医療を受けていただくため、ご理解をお願いいたします。

また、令和8年度からは子ども・子育て支援金制度が始まります。子ども・子育て支援金制度は、全ての世代や企業から拠出された支援金を、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

令和6・7年度の保険料率

●被保険者均等割額 56,000円 ●所得割率 10.78% ●賦課限度額 80万円

令和8・9年度の保険料率

【基礎賦課分】(令和8・9年度共通)

●被保険者均等割額 60,400円 ●所得割率 10.31% ●賦課限度額 85万円

【子ども・子育て支援納付金分】(令和8年度)

●被保険者均等割額 1,393円 ●所得割率 0.24% ●賦課限度額 2万1千円

令和8年度の個々の保険料額につきましては、前年(令和7年)中の所得が確定した後、基礎賦課分及び子ども・子育て支援納付金分それぞれで計算が行われ、次の方法により7月初旬に決定する予定です。

★令和8年度の保険料の計算方法

保険料は一律に負担していただく「被保険者均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。

$$\begin{matrix} \text{基礎賦課分} \\ \text{(賦課限度額 85万円)} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{被保険者均等割額} \\ \text{60,400円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{賦課基準額} \times 10.31\% \end{matrix}$$

$$\begin{matrix} \text{子ども・子育て} \\ \text{支援納付金分} \\ \text{(賦課限度額 2万1千円)} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{被保険者均等割額} \\ \text{1,393円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{賦課基準額} \times 0.24\% \end{matrix}$$

$$\text{1人あたりの年間保険料} = \text{基礎賦課分} + \text{子ども・子育て支援納付金分}$$

○賦課基準額とは、総所得金額等(被保険者の前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額)から基礎控除額(43万円)を差し引いた金額です。

佐川町同窓会企画謝礼金（同窓会開催支援）

若者の交流を推進し、出会いやUターン等の交流の機会を創出するため、町内で開催する同窓会に対し、謝礼金を交付します。

交付金額

同窓会出席者数×3,000円

交付要件

- ・町内の飲食店で開催すること
- ・出席者が町内の小学校、中学校（加茂小学校、加茂中学校を含む。）の卒業年度の同窓生であること
- ・出席者の総数が男女混合で10人以上、もしくは、卒業年度同窓生の約5割が出席すること
- ・出席者の3割以上が独身者または県外に住所を有する者であること
- ・出席者の年齢が20歳から34歳までであること

佐川町移住者交流会企画謝礼金（移住者交流会開催支援）

移住者と佐川町定住者の交流を推進することにより、人間関係の構築、現地コミュニティへの順応等の機会を創出するため、町内で開催する移住者交流会に対し、謝礼金を交付します。

交付金額

交流会出席者数×3,000円（もしくは1,500円）

交付要件

- ・町内の飲食店で開催すること
- ・移住者と佐川町定住者が参加する会であること
- ※移住者は次のいずれかの要件に該当する者
 - ①県外から本町に住所を有して2年を経過しない者で、それ以前は県外に5年以上居住していた者
 - ②二段階移住者で本町に住所を有して2年を経過しない者でそれ以前は県外に5年以上居住していた者
 - ③現に佐川町地域おこし協力隊の任に就いている者又は佐川町地域おこし協力隊の任期満了日から1年以内の者

各種補助等について、その他の要件や申請に必要な書類等、詳細については、下記問い合わせ先までお願いします。

問 まちづくり推進課 企画政策係 電話 0889-22-7740

広告

小児科・内科・整形外科

社会医療法人 仁生会 日高クリニック

診療科目	受付	月	火	水	木	金	土	日
小児科・内科	午前	○	○	休診	○	○	○	休診
	午後							
整形外科 (薄達土曜)	午前	--	--	休診	--	--	○	休診
	午後						休診	

診療時間：午前9時～12時30分
午後2時～17時30分
(休診日：日曜・水曜・祝祭日・年末年始)

健診・各種検査
予防接種など
ご相談下さい！

細木病院グループ

詳しくはホームページへ↓



日高クリニック 院長
松本 和博 (小児科・内科)
日本小児科学会小児科専門医



地域の皆様に安心していただける小児科・内科医療を提供します。なんでもお気軽にご相談ください！

外来受付 ☎ 0889-24-7785

日高村 日下小学校東どなり 日高村本郷滝ノ前7

人口減少対策として各種補助等を行っています(R9まで実施予定)

佐川町子育て世帯等移住・定住促進給付金（住宅取得奨励金）

県外在住者のUターンや町内での定住を一層後押しするため、町内で、住宅を新築し、または建売住宅もしくは中古住宅を購入された方に奨励金の給付を行います。



給付金額

新築住宅・建売住宅の場合 150万円

中古住宅の場合 上限75万円（住宅取得費用の1/2以内）

給付要件

○対象住宅

①新築住宅は、登記簿上の建築年月日が1年以内であること

②建売住宅及び中古住宅は、登記簿上の所有権移転年月日が1年以内であること

※令和8年4月1日より中古住宅も給付対象に追加されました！

○対象者

・町内に住宅を取得した者で、交付申請日までに世帯員全員の住所が交付対象住宅となっていること

・次のいずれかの世帯であること

①若年夫婦世帯（ともに39歳以下）

②子育て世帯（子どもが18歳未満）もしくは妊娠中の世帯

③上記①②の世帯員に加え、申請者又は配偶者の1親等以内の親族との同居世帯

佐川町移住子育て世帯等引越し支援事業費補助金（引越支援）

若年夫婦世帯や子育て世帯の移住を支援するために県外から引っ越して転入される際の引っ越し費用について補助を行います。



補助限度額

10万円

補助経費

本町への移住のために要する荷物等の運搬費用で、引越し事業者等へ支払う費用

補助対象世帯

・県外に直近5年以上居住し、町内に5年以上居住する意思をもって転入（転勤または通学等を除く）した世帯

・二段階移住の世帯（高知市へ転入後1年以内に佐川町へ転入した場合に限る）

上記二点のどちらかの世帯に該当することに加え、次のいずれかの世帯であること

①若年夫婦世帯（ともに39歳以下）②子育て世帯（子どもが18歳未満）

補助要件

・引越しの完了日または本町への転入日のいずれか遅い日から3ヶ月以内の申請

・住民票の異動が完了していること

・申請者及び同一世帯員に、町等が有する債権の滞納がないこと